

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画 実施状況一覧【東京都・関係機関・事業者】

資料2

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度取組	所管
1	予防教育・普及啓発	予防教育	・高等学校において、学習指導要領に基づき、精神疾患に関する内容において、キャンブル等への過剰な参加が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進する。	・高等学校において、学習指導要領に基づき、精神疾患に関する内容において、キャンブル等への過剰な参加が及ぼす健康への影響に関する授業を実施	・高等学校において、学習指導要領に基づき、精神疾患に関する内容において、キャンブル等への過剰な参加が及ぼす健康への影響に関する授業を実施	・引き続き、高等学校において、学習指導要領に基づき、精神疾患に関する内容において、キャンブル等への過剰な参加が及ぼす健康への影響に関する授業の実施を推進する。	教育庁
2	予防教育・普及啓発	ギャンブル等依存症に関する啓発用資料周知	文部科学省等が作成したギャンブル等依存症に関する啓発用資料等について、都内私立学校に周知する。	福祉局が実施する普及啓発フォーラム、依存症支援者研修について、都内私立学校に周知した。	福祉局が実施する依存症支援者研修について、都内私立学校に周知した。	引き続き、文部科学省等が作成するギャンブル等依存症に関する啓発用資料等について、都内私立学校に周知する。	生活文化スポーツ局
3	予防教育・普及啓発	依存症対策の推進 (普及啓発・情報提供等)	・ギャンブル等関連問題について、正しい知識の普及啓発を実施する。	・東京都依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、家族講座等のグループワークを実施する等、依存症に関する正しい知識の普及啓発を図った。 (東京都依存症対策普及啓発フォーラム) 開催日：令和4年11月18日 参加人数：360名 (リーフレット) リーフレットを活用し、HP等で情報発信を実施	・東京都依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、家族講座等のグループワークを実施する等、依存症に関する正しい知識の普及啓発を図った。 (東京都依存症対策普及啓発フォーラム) 開催日：令和5年12月8日 参加人数：370名 (リーフレット) リーフレットを活用し、HP等で情報発信を実施 『「依存症」についてもっと知ろう 依存症は回復できる病気です』ほか	・引き続き依存症対策フォーラムを開催する等、ギャンブル等関連問題に関する正しい知識の普及に向けた取組を推進していく。 ・令和6年度実施計画 「若者の依存症とその背景～なぜ薬物に依存するのか」 開催予定日：令和6年11月26日	福祉局
4	相談・治療・回復支援	ギャンブル依存等に関する相談支援等	犯罪・非行の要因や背景にギャンブルへの依存や沈溺が認められる保護観察対象者等に対して、その特性を踏まえ、ギャンブルへの嗜癖を改善するために必要な指導助言を実施する。	アセスメントの結果、犯罪・非行の要因や背景にギャンブルへの依存や沈溺が認められた保護観察対象者等に対して、その特性を踏まえ、ギャンブル依存等となったきっかけや生活環境に焦点を当てた処遇を実施した。	アセスメントの結果、犯罪・非行の要因や背景にギャンブルへの依存や沈溺が認められた保護観察対象者等に対して、その特性を踏まえ、ギャンブル依存等となったきっかけや生活環境に焦点を当てた処遇を実施した。	引き続き、犯罪・非行の要因や背景にギャンブルへの依存や沈溺が認められる保護観察対象者等に対しては、その特性を踏まえた指導助言を実施する。	東京保護観察所
5	相談・治療・回復支援	消費生活相談への的確な対応の確保 (消費生活センターの設置)	・専門の消費生活相談員が、都民の消費生活に係る相談（多重債務に関する相談を含む。）を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行う。 ・多重債務に関する相談に対応するため、法律専門家や生活再建窓口等に相談者をつなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施する。	○東京都消費生活総合センターで受け付けた相談件数 25,627件 ・多重債務に関する相談件数 403件 ・東京モデル活用件数 89件	○東京都消費生活総合センターで受け付けた相談件数 26,641件 ・多重債務に関する相談件数 482件 ・東京モデル活用件数 82件	・専門の消費生活相談員による都民の消費生活に係る相談対応（多重債務に関する相談を含む。）に継続して取り組むとともに、相談者と法律専門家や生活再建窓口等をつなぐ多重債務相談「東京モデル」を着実に推進していく。	生活文化スポーツ局
6	相談・治療・回復支援	消費生活相談への的確な対応の確保 (多重債務特別相談の実施)	・東京都、都内区市町の消費生活センター及び法律専門相談窓口等と連携して、年2回（9月・3月）、各2日間の特別相談「多重債務110番」を実施し、債務整理等についての助言を行う。 ・特別相談の実施に際しては、精神保健福祉士を配置し、心の病気やギャンブル依存症等に起因するトラブルを抱える相談者には、必要に応じてカウンセリングを行う。	○多重債務110番 年2回（各2日）実施 ・9月5日、6日 44件 ・3月6日、7日 49件	○多重債務110番 年2回（各2日）実施 ・9月4日、5日 62件 ・3月4日、5日 49件	・特別相談「多重債務110番」について、継続して実施していくとともに、特別相談に際しては、引き続き精神保健福祉士を配置し必要なカウンセリングを行うことができる体制をとっていく。また、特別相談に係る広報展開を強化していく。	生活文化スポーツ局

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
7	相談・治療・回復支援	区市町村相談員養成講座	<p>◆事業の目的 男女平等参画センター等における相談・支援に関わる相談員等を対象とし、相談の専門的知識の提供や実践的なトレーニングを行うことで、相談支援の知識や技術の向上を図る。</p> <p>◆規模 ・年2回（基礎編・応用編）実施 ・定員約40～80名程度</p> <p>◆対象者 男女平等参画センター等相談員・職員、区市町村福祉・相談担当部署の相談員・事務職・管理職、養護教諭等</p>	<p>◆実施：基礎編（講義・演習）各1回・応用編1回 ◆参加人数：基礎編（講義79名、演習58名）計137名・応用編32名</p>	<p>◆実施：基礎編（講義・演習）各1回・応用編1回 ◆参加人数：基礎編（講義80名、演習52名）計132名・応用編30名</p>	<p>・引き続き区市町村相談員養成講座を実施し、相談支援の知識や技術の向上を図っていく。</p>	生活文化スポーツ局
8	相談・治療・回復支援	相談事業	<p>ア 一般相談（電話及び面接） DV・結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害など、さまざまな悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。</p> <p>イ 特別相談 ①法律相談（面接相談） 法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。 ②精神科医師による面接相談 精神科医師による医学的、心理学的指導の実施 ③男性相談（電話及び面接） 男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。</p>	相談件数 29,188件	相談件数 31,721件	<p>・引き続き相談の中でギャンブル等の依存が認められるケースは、適切な機関につなげるよう案内していく。</p>	生活文化スポーツ局
9	相談・治療・回復支援	依存症に関する相談支援等	<p>・地域における相談窓口である保健所において、当事者・家族等への支援を実施する。</p> <p>・都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点と位置づけ、依存症対策の取組を推進する。</p>	<p>・保健所において、当事者・家族等への支援を行うほか、平成31年4月より、都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点に設定し、ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、専門の相談員による相談の実施等、依存症対策に関する取組を実施している。</p> <p>【依存症相談拠点での主な取組】 （依存症専門相談支援）電話・面接等による相談を実施 アルコール関連相談件数：2,990件 ※アルコール関連相談にはギャンブル等依存症等も含む</p> <p>（研修）区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 （連携会議運営）医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を各センターにおいて開催 ・中部総合精神保健福祉センター 令和4年7月25日開催 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和4年12月9日開催 ・都立精神保健福祉センター 令和4年10月17日開催</p>	<p>・保健所において、当事者・家族等への支援を行うほか、平成31年4月より、都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点に設定し、ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、専門の相談員による相談の実施等、依存症対策に関する取組を実施している。</p> <p>【依存症相談拠点での主な取組】 （依存症専門相談支援）電話・面接等による相談を実施 アルコール関連相談件数：2,911件 ※アルコール関連相談にはギャンブル等依存症等も含む</p> <p>（研修）区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 （連携会議運営）医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を各センターにおいて開催 ・中部総合精神保健福祉センター 令和5年7月20日開催 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和5年11月29日開催 ・都立精神保健福祉センター 令和5年10月31日開催</p>	<p>・引き続き地域の相談窓口及び依存症相談拠点等において、ギャンブル等依存症等に関する相談支援等の取組を推進していく。</p> <p>・令和6年度の連携会議 ・中部総合精神保健福祉センター 日程調整中 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和6年11月22日開催予定 ・都立精神保健福祉センター 令和6年9月2日開催</p>	福祉局

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
10	相談・治療・回復支援	依存症対策の推進 (治療・回復支援等)	・回復支援の専門プログラムを実施するとともに、地域における支援機関等の情報を提供する。	・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、回復支援の専門プログラムを実施するとともに、医療機関や民間支援団体等の関係機関の情報を提供し、当事者への支援を行った。 (回復プログラム実施状況) ・174回(※ギャンブル等以外も含む)	・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、回復支援の専門プログラムを実施するとともに、医療機関や民間支援団体等の関係機関の情報を提供し、当事者への支援を行った。 (回復プログラム実施状況) ・182回(※ギャンブル等以外も含む)	・引き続き回復支援の専門プログラム等を実施し、当事者への支援を推進していく。	福祉局
11	相談・治療・回復支援	依存症対策の推進 (専門医療機関等の選定)	・ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関及び都全域の核となる治療拠点機関を選定する。	・東京都依存症専門医療機関を選定 アルコール：9医療機関 薬物：2医療機関 ギャンブル等：1医療機関 ・依存症治療拠点機関において、次の事業を実施 ・医療従事者向け研修(薬物)	・東京都依存症専門医療機関を選定 アルコール：9医療機関 薬物：2医療機関 ギャンブル等：1医療機関 ・依存症治療拠点機関において、次の事業を実施 ・医療従事者向け研修(アルコール、薬物、ギャンブル等) ・医療機関向け連携会議(薬物) ・受診後の患者支援事業(薬物)	・依存症専門医療機関の拡充や依存症治療拠点機関の選定に向け、引き続き取組を進めていく。 ・令和6年度は、依存症治療拠点機関において、次の事業を実施予定。 ・医療従事者向け研修 ・医療機関向け連携会議 ・受診後の患者支援事業	福祉局
12	依存症対策の基盤整備	依存症対策の推進 (支援者研修)	・ギャンブル等依存症を有する者やその家族等に相談支援を行う者を対象とした研修を実施する。	・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 ・令和3年度からは依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症に関する基本的な概要や支援に関する知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」と、相談支援経験のある関係機関職員のスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」も実施 (主な開催状況) ・中部総合精神保健福祉センター 7月、8月開催 依存症相談対応研修(参加者：計45名) ・多摩総合精神保健福祉センター 2月開催 地域生活支援研修(参加者：126名) ・精神保健福祉センター 12月開催 地域生活支援研修(参加者：227名) ※アルコール依存症等も含む。	・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 ・令和3年度からは依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症に関する基本的な概要や支援に関する知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」と、相談支援経験のある関係機関職員のスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」も実施 (主な開催状況) ・中部総合精神保健福祉センター 8月、10月開催 依存症相談対応研修(参加者：計60名) ・多摩総合精神保健福祉センター 11月開催 地域生活支援研修(参加者：241名) ・精神保健福祉センター 12月開催 地域生活支援研修(参加者：270名) ※アルコール依存症等も含む。	・引き続き相談支援等に従事する者を対象とした研修を実施し、依存症対策の推進を図っていく。	福祉局
13	依存症対策の基盤整備	依存症対策の推進 (計画の進行管理)	・ギャンブル等依存症の状況等について把握を行う。	・各種調査等を通じて東京都ギャンブル等依存症対策推進計画に関連する現状、計画の進捗状況等の把握に努めた。	・各種調査等を通じて東京都ギャンブル等依存症対策推進計画に関連する現状、計画の進捗状況等の把握に努めた。	・引き続き各種調査等からギャンブル等依存症に関する現状を把握し、計画の進行管理を行っていく。	福祉局
14	関係事業者の取組 【競馬】	広告・宣伝・普及啓発等の取組	ホームページ、ポスター等	地方競馬広告・宣伝指針に沿った形で、注意喚起の標語を掲載 (勝馬投票券の購入は20歳から、適度に遊ぶ大人のたしなみ)	同左	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
			TVCM・インターネット	地方競馬広告・宣伝指針に沿った形で、注意事項の表示秒数を厳守 (15秒以下の広告・宣伝 1.5秒以上表示)	同左	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
			ギャンブル等依存症問題啓発週間	ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)において、啓発ポスター(サイネージ含む)の掲示 場内テレビ、場内放送の強化等、積極的な啓発活動を実施	同左	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
15	関係事業者の取組 【競馬】	入場制限・アクセス制限等の取組	競馬場、場外発売所への入場制限	本人申告、家族申告による入場制限(本場：0人 場外：1人)	本人申告、家族申告による入場制限(本場：1人 場外：0人)	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
			インターネット投票へのアクセス制限	インターネット投票へのアクセス制限(のべ 237件)	インターネット投票へのアクセス制限(のべ 245件)	【参考】令和6年6月よりAI顔認証システムを一部導入	特別区競馬組合
			20歳未満の者による購入防止	場内テレビ、場内放送及び警備員による声掛け、年齢確認の徹底 (令和4年度：4件)	場内テレビ、場内放送及び警備員による声掛け、年齢確認の徹底 (令和5年度：10件)	取組みを継続実施する 【参考】令和6年6月よりAI顔認証システムを一部導入	特別区競馬組合
			インターネット投票における購入限度額	SPAT4では、会員が購入上限額を設定できる(100円単位) 設定後180日間は解除、増額が不可	同左	取組みを継続実施する	特別区競馬組合

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
16	関係事業者の取組【競馬】	相談・治療につなげる取組	相談窓口の設置	本場：お客様事業課安全対策係に設置 場外：警備担当が対応	同左	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
			TCKホームページにおける周知	公営競技カウンセリングセンターの周知 早期発見、早期予防につなげるセルフチェッカーの活用。	公営競技カウンセリングセンターの周知 (相談件数【新規・継続】：326件 電話、Web(キャンセル分含む)) 早期発見、早期予防につなげるセルフチェッカーの活用。	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
17	関係事業者の取組【競馬】	体制の整備	職員向け研修	10/21 外部講師による講演会	e-ラーニングによる研修(管理職5名受講)	取組みを継続実施する	特別区競馬組合
18	関係事業者の取組【競輪】	広告・宣伝・普及啓発等の取組	・ホームページ(「車券購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」)や場内の啓発ポスター、ステッカー、SNS等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を実施する。	ホームページ(「車券購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」)や場内の啓発ポスター、ステッカー、場内映像を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を実施	ホームページ(「車券購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」)や場内の啓発ポスター、ステッカー、場内映像を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を実施	引き続きホームページや場内の啓発ポスター、ステッカー等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を継続する。	立川市
19	関係事業者の取組【競輪】	アクセス制限等の取組	本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施する。	本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施 自己申告0件、家族申告0件	本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施 自己申告0件、家族申告0件	引き続き本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施する。	立川市
20	関係事業者の取組【競輪】	アクセス制限等の取組	インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額を設定する。	インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額やアクセス制限を設定 アクセス制限延人数 557人 ※競輪業界全体の人数	インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額やアクセス制限を設定 アクセス制限延人数632人 ※競輪業界全体の人数	インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額やアクセス制限を設定する。	立川市
21	関係事業者の取組【競輪】	相談・治療につなげる取組	場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介する。	場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介 実績0件	場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介 実績0件	引き続き場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介する。	立川市
22	関係事業者の取組【競輪】	広告・宣伝・普及啓発等の取組	関係団体と連携し、競輪場内でブースを設置し、来場者に直接周知啓発を行う。	公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会と連携し、競輪場内でブースを設置し、来場者に直接周知啓発を行う。 ・ギャンブル依存症簡易スクリーニングテスト(LOST)の実施。 ・啓発物資の配布 ※実績数値記録なし	実施実績なし	引き続き民間団体と連携し競輪場内で来場者に周知啓発を実施予定	立川市
23	関係事業者の取組【モーターボート】	広告宣伝の指針等	広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないように、自主的な指針等の策定の検討等	モーターボート競走関係団体では、全国公営競技施行者連絡協議会で作成した指針を基に、過度に射幸心を煽る内容をとしないことや、20歳未満の投票券の購入禁止、のめり込みを防止し、節度ある購入を促すなどの配慮を行うことを含めた広告・宣伝の指針を策定し運用している。	モーターボート競走関係団体では、全国公営競技施行者連絡協議会で作成した指針を基に、過度に射幸心を煽る内容をとしないことや、20歳未満の投票券の購入禁止、のめり込みを防止し、節度ある購入を促すなどの配慮を行うことを含めた広告・宣伝の指針を策定し運用している。	引き続き運用に努めていく。	全国モーターボート競走施行者協議会者(青梅市)

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
24	関係事業者の取組【モーターボート】	注意喚起・普及啓発	より多くの人がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう普及啓発を進める	モーターボート競走関係団体は、SNS等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用したギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施 ・啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビCM、出走表、舟券販売機、ホームページ等において、注意喚起を実施 ・記載台等への注意喚起の掲示等、競走場等ホームページやインターネット投票サイトでの（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターのサポートコール等の相談窓口案内やリーフレット配布等を実施 ・（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターでは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のため作成したリーフレット及びマンガによる啓発活動、SNS等に広告を展開し、依存症の正しい情報の周知や相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促している。	モーターボート競走関係団体は、SNS等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用したギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施 ・啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビCM、出走表、舟券販売機、ホームページ等において、注意喚起を実施 ・記載台等への注意喚起の掲示等、競走場等ホームページやインターネット投票サイトでの（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターのサポートコール等の相談窓口案内やリーフレット配布等を実施 ・（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターでは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のため作成したリーフレット及びマンガによる啓発活動、SNS等に広告を展開し、依存症の正しい情報の周知や相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促している。	引き続き、ポスター掲示や、ホームページや場内モニターでの映像放映を活用し啓発や注意喚起に努めていく。	全国モーターボート競走施行者協議会者（青梅市）
25	関係事業者の取組【モーターボート】	年齢制限対象者の投票券購入防止、申告による入場制限・上限額設定、ATM等の撤去等	年齢制限や本人および家族申告による入場制限等の取り組みの周知徹底、ATM等の撤去等	モーターボート競走施行者等は、本人・家族申告によるアクセス制限、20歳未満の者の購入禁止強化のための警備員の配置・巡回、インターネット等での20歳未満の者の購入禁止・購入限度額制限等の周知を実施。 また、顔認証システム等を用いたアクセス制限の手法について調査を実施。 ・20歳未満の者の購入防止のため、場内放送、モニター映像、ホームページ、出走表、等による啓発活動および警備員の配置・巡回等による注意喚起の実施 ・本人・家族申告による入場制限、インターネット投票アクセス制限を実施 ・本人申請によるインターネット投票の購入限度額設定 ・競走場ATM設置なし	モーターボート競走施行者等は、本人・家族申告によるアクセス制限、20歳未満の者の購入禁止強化のための警備員の配置・巡回、インターネット等での20歳未満の者の購入禁止・購入限度額制限等の周知を実施。 また、顔認証システム等を用いたアクセス制限の手法について調査を実施。 ・20歳未満の者の購入防止のため、場内放送、モニター映像、ホームページ、出走表、等による啓発活動および警備員の配置・巡回等による注意喚起の実施 ・本人・家族申告による入場制限、インターネット投票アクセス制限を実施 ・本人申請によるインターネット投票の購入限度額設定 ・競走場・場外発売場ATM設置なし	引き続き、アクセス制限の周知徹底を図るとともに、各場における入場制限者の把握、入場制限の実施に努めていく。	全国モーターボート競走施行者協議会者（青梅市）
26	関係事業者の取組【モーターボート】	相談窓口等の情報提供	相談窓口の周知や相談者への対応、行政機関や民間団体との連携	モーターボート競走関係団体では、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援を行うことを目的として、（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターを設置している。 支援センターでは、365日24時間無料のコールセンターの運営、民間回復支援施設や医療機関の紹介、カウンセリング、民間回復支援施設や医療機関の初診料等の支援を実施している。 ・競走場等におけるポスター、リーフレット、ホームページ、SNS等により支援センターが運用しているサポートコールを周知 ・競走場に相談窓口を設置し、問い合わせ窓口等を周知 ・全国公営協議施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知	モーターボート競走関係団体では、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援を行うことを目的として、（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターを設置している。 支援センターでは、365日24時間無料のコールセンターの運営、民間回復支援施設や医療機関の紹介、カウンセリング、民間回復支援施設や医療機関の初診料等の支援を実施している。 ・競走場等におけるポスター、リーフレット、ホームページ、SNS等により支援センターが運用しているサポートコールを周知 ・競走場に相談窓口を設置し、問い合わせ窓口等を周知 ・全国公営協議施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知	引き続き支援センター等の相談窓口の周知を図る。	全国モーターボート競走施行者協議会者（青梅市）
27	関係事業者の取組【モーターボート】	体制整備	依存症対策の体制整備	モーターボート競走関係団体では「ギャンブル等依存症対策実施規程」を定め、対策を実施している。 ・ギャンブル等依存症対策統括管理者を設置するとともに、各競走場等に責任者・担当者を設置。 ・全国モーターボート競走施行者協議会を中心に、競走場等において統一的な対応ができるよう研修を実施。	モーターボート競走関係団体では「ギャンブル等依存症対策実施規程」を定め、対策を実施している。 ・ギャンブル等依存症対策統括管理者を設置するとともに、各競走場等に責任者・担当者を設置。 ・全国モーターボート競走施行者協議会を中心に、競走場等において統一的な対応ができるよう研修を実施。	引き続き対策を実施していく。	全国モーターボート競走施行者協議会者（青梅市）

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
28	関係事業者の取組 【ばちんこ】	安心パチンコ・パチスロアドバイザーの設置事業 【従業員等の育成】	本制度は、パチンコ業は対面商売であるという特性を活かした業界独自の依存対策で、2017年から講習会を実施。日々接しているお客様に対して、従業員が依存問題の正しい基礎知識を習得したうえで、適度な遊び方や、依存かもしれない不安を感じている方に対して各専門機関などの紹介を行い、お客様、ご家族が安心出来るホール環境作りに努めるもの。	186名が受講し、アドバイザーの延べ人数は606店舗で3628名となった。	312名が受講し、アドバイザーの延べ人数は545店舗で3940名となった。	引き続き、原則として毎月1回、講習会を開催予定	東京都遊技業協同組合
29	関係事業者の取組 【ばちんこ】	自己申告・家族申告プログラムの導入促進事業 【お客様の予防施策】	お客様が自らの意思で、遊技金額の上限や遊技回数、入店制限等を申告する事ができ、又、本人同意がない家族からの申告についても、ホールで入店制限をかける事ができる制度で、2020年に開始。	606店舗中451店舗（74%）が導入	545店舗中440店舗（81%）が導入	現在、島しょ部、中小零細店舗が未導入のため、引き続き、導入促進を図っていく。	東京都遊技業協同組合
30	関係事業者の取組 【ばちんこ】	客としての18歳未満立入防止事業 【法令順守のための施策】	従前から法令に基づき「18歳未満立入禁止」ステッカー等の表示義務があるほか、18歳未満を客として立入らせることは禁止行為となっているので、確実に法令を遵守するため、年齢確認シート等の掲示や、従業員の巡回等を実施。	全606店舗で継続実施	全545店舗で継続実施	法令順守のため、組合員店舗全店で、継続していきます。	東京都遊技業協同組合
31	関係事業者の取組 【ばちんこ】	認定NPO法人ワンダーポート支援事業 【専門機関支援】	同施設の掲げる「個別の背景に着目し、個別の課題に即した支援を提供する」という理念に共感し、2009年から（スタート時は100万円）寄付活動を実施。	300万円を寄付	300万円を寄付	継続して支援していく予定。	東京都遊技業協同組合
32	関係事業者の取組 【ばちんこ】	認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）支援事業 【専門機関支援】	同法人の設立時から様々な支援していたが、依存症対策基本法施行を控え、相談件数の急増及び相談時間の延長などで、資金繰りに苦慮していたため、2017年から寄付活動を実施。	500万円を寄付	500万円を寄付	継続して支援していく予定。	東京都遊技業協同組合
33	関係事業者の取組 【ばちんこ】	認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク周知事業 【広報・啓発】	同法人の相談窓口の存在を普及する為に、ポスター、ステッカーをトイレ等店内に掲示したり、ホールが折込チラシや駅貼り広告を実施する際、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう」の共通標語と併記し、普及啓発に努めている。	全606店舗で継続実施	全545店舗で継続実施	組合員店舗全店で、継続していく予定。	東京都遊技業協同組合
34	関係事業者の取組 【ばちんこ】	安心パチンコ・パチスロリーフレット設置事業 【広報・啓発】	各店舗に「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を設置し、自己診断チェック表や電話相談窓口、自己申告・家族申告プログラム、精神保健福祉センター等の支援機関を紹介している。	全606店舗で継続実施	全545店舗で継続実施	組合員店舗全店で、継続していく予定。	東京都遊技業協同組合
35	関係事業者の取組 【ばちんこ】	認定NPO法人ワンダーポートへの入所費用支援事業 【当事者支援】	同施設への入所希望者に対し、面接を行い、初動1カ月分の入所費用を全額助成している。	1人当たり15万円×7名＝105万円	1人当たり15万円×8名＝120万円	継続して支援していく予定。	東京都遊技業協同組合

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
36	関係事業者の取組【ばちんこ】	認定NPO法人ワンダーポートの入所者及び卒業者の社会参加を支援する事業【当事者支援】	毎年、社会福祉法人 日本心身障害児協会 島田療育センターの「わいわい祭り」に、当組合有志を中心とした「島田療育センターを守る会」がボランティア参加しているが、そういった場にワンダーポートの入所者及び卒業者をお呼びし、ともにボランティア参加することで、社会参加の機会とするほか、支援される側から支援する側に回ることで、やりがい、達成感等を感じてもらい、自己肯定感の醸成に寄与することを目指している。 ※「わいわい祭り」とは、24時間体制で日々、過酷な労働環境にある看護師を、少しでも慰労することを目的として、1980年頃に「守る会」の提案で始まったお祭りで、その後規模も大きくなり、近年の実態としては、入所者やデイサービス利用者、また地域住民の方々に楽しんでもらうことで、理解を深め、親睦を図る役割を担っている。	当組合有志のボランティア参加者 全70名中ワンダーポート関係者10名が参加。	当組合有志のボランティア参加者 全75名中ワンダーポート関係者10名が参加。	継続して支援していく予定。	東京都遊技業協同組合
37	関係事業者の取組	依存症対策の推進（関係機関との連携等）	・民間団体が実施する講演会等へ講師を派遣する等、連携強化に向けた取組等を実施する。	・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、民間団体が実施する講演会等へ職員を派遣するほか、医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を開催する等、連携の強化を図った。 （連携会議開催状況） ・中部総合精神保健福祉センター 令和4年7月25日開催 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和4年12月9日開催 ・都立精神保健福祉センター 令和4年10月17日開催	・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、民間団体が実施する講演会等へ職員を派遣するほか、医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を開催する等、連携の強化を図った。（再掲） （連携会議開催状況） ・中部総合精神保健福祉センター 令和5年7月20日開催 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和5年11月29日開催 ・都立精神保健福祉センター 令和5年10月31日開催	・引き続き民間団体の活動を支援し、連携の強化を図っていく。	福祉局
38	関係事業者の取組	依存症対策の体制整備の取組	関係事業者に対する、（ばちんこへのめり込み・依存症対策（射心をそそるような広告宣伝の禁止等）の強化に向けた取組等を実施する。	○ ばちんこ業界に対する行政講話（4回実施） ○ 都内風俗営業管理者（ばちんこ店）に対する管理者講習 開催数 7回 受講数 434店舗 ○ 都内ばちんこ営業者等に対する暴力団排除会議 開催数 36回 対象数 511店舗 ○ 麻雀業界に対する行政講話（1回実施） ○ 風営適正化法に基づく、ばちんこ店等に対する立入り	○ ばちんこ業界に対する行政講話（4回実施） ○ 都内風俗営業管理者（ばちんこ店）に対する管理者講習 開催数 11回 受講数 287店舗 ○ 都内ばちんこ営業者等に対する暴力団排除会議 開催数 36回 対象数 495店舗 ○ 麻雀業界に対する行政講話（1回実施） ○ 風営適正化法に基づく、ばちんこ店等に対する立入り	引き続き、関係事業者に対するギャンプル等依存症対策強化に向けた取組を推進していくとともに、風営適正化法に基づく立入りを実施し、ばちんこ店等の健全営業による依存症対策を推進していく。	警視庁
39	多重債務問題等への取組	消費者向けの総合的な情報提供（消費生活相談カウンセラー制度）	・精神保健福祉士による消費生活相談カウンセラー制度を設け、カウンセラーによる専門的な助言が必要な場合、東京都及び都内区市町村の相談担当職員や相談者を対象に、面談または電話によるカウンセリングを行う。 ・年2回実施する特別相談「多重債務110番」に際しては、全日とも消費生活相談カウンセラーを配置し、必要に応じて専門的な助言を行う。	○カウンセリングコーナー 年50回実施	○カウンセリングコーナー 年50回実施	・精神保健福祉士による消費生活相談カウンセラー制度により、助言を要する対象者とのカウンセリングを継続して行っていくとともに、特別相談「多重債務110番」に際しては、引き続き消費生活相談カウンセラーを配置し専門的な助言を行うことができる体制をとっていく。	生活文化スポーツ局

No.	項目	事業名	概要	令和4年度取組実績	令和5年度取組実績	令和6年度の取組	所管
40	多重債務問題等への取組	東京都生活再生相談窓口 (多重債務者生活再生事業)	生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過剰債務で生活困難な状況にある人々に対して、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ○多重債務者への生活相談及び必要な資金の貸付 令和4年度の生活相談件数及び必要な資金の貸付件数は次の通り 新規相談件数 1,131人 (前年度比+19.7%) 貸付決定件数 24件 (前年度比+41.2%) ○都民対応窓口職員等への研修の実施 生活再生相談窓口相談員を講師に加えた「多重債務問題に関する研修」(新任職員向け・経験者向け 各2回)の実施を通じて、区市の相談窓口職員等の多重債務問題への理解を深め、対応ノウハウの周知ができた。 (受講者数) 新任向け(第1回)134人 経験者向け(第1回)51人 新任向け(第2回)36人 経験者向け(第2回)29人 ○広報活動の実施 ヤマ金融被害防止キャンペーンや多重債務110番等を通じた東京都生活再生相談窓口の広報に加え、自殺対策関連のネットワークを活用して相談窓口情報を提供し、他機関と連携した広報活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多重債務者への生活相談及び必要な資金の貸付 令和5年度の生活相談件数及び必要な資金の貸付件数は次の通り 新規相談件数 1,161人 (前年度比+2.7%) 貸付決定件数 15件 (前年度比-37.5%) ○都民対応窓口職員等への研修の実施 生活再生相談窓口相談員を講師に加えた「多重債務問題に関する研修」(新任職員向け・経験者向け 各2回)の実施を通じて、区市の相談窓口職員等の多重債務問題への理解を深め、対応ノウハウの周知ができた。 (受講者数) 新任向け(第1回)132人 経験者向け(第1回)58人 新任向け(第2回)69人 経験者向け(第2回)50人 ○広報活動の実施 ヤマ金融被害防止キャンペーンや多重債務110番等を通じた東京都生活再生相談窓口の広報に加え、自殺対策関連のネットワークを活用して相談窓口情報を提供し、他機関と連携した広報活動を行った。 	引き続き多重債務者への生活相談対応を行い、家計状況を診断の上で必要に応じ資金の貸し付けを行う。国による緊急小口資金等の特例貸付の償還が令和5年1月から開始していることを踏まえ、令和5年2月以降、相談窓口への弁護士への派遣回数を週2日から週5日に拡充した。体制を強化して実施している相談支援を今後も継続していく。	福祉局
41	多重債務問題等への取組	違法に行われるギャンブル等の取締り	ギャンブル等依存症が犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、違法に行われるギャンブル等の取締りを推進する。また、オンラインカジノを利用した賭博行為等の違法性を周知する取組も推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内賭博検挙状況 (R4.1.1~12.31) ・ 検挙件数 29件 (内訳) 単純賭博 15件 常習賭博 2件 賭博開張等 12件 ・ 検挙人員 152人 (内訳) 単純賭博 98人 常習賭博 6人 賭博開張等 48人 ○ ばちんこ店等における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による検挙 (R4.1.1~12.31)、ばちんこ店 1件、1人 ○ X (旧Twitter) での啓発 1回 ・ 配信アカウント 警視庁生活安全部アカウント ・ 配信内容 オンラインカジノに関する広報啓発 ○ 啓発ポスター掲示 ・ ポスター内容 オンラインカジノに関する広報啓発用ポスター 警察庁・消費者庁作成 ・ 掲示状況 97警察署に配布 (約4,000枚) 警察施設等に掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内賭博検挙状況 (R5.1.1~12.31) ・ 検挙件数 7件 (内訳) 単純賭博 3件 常習賭博 2件 賭博開張等 2件 ・ 検挙人員 61人 (内訳) 単純賭博 33人 常習賭博 13人 賭博開張等 15人 ○ X (旧Twitter) での啓発 2回 ・ 配信アカウント 警視庁生活安全部アカウント ・ 配信内容 オンラインカジノに関する広報啓発 ○ 啓発ポスター掲示 ・ ポスター内容 オンラインカジノに関する広報啓発用ポスター 警察庁・消費者庁作成 ・ 掲示状況 97警察署に配布 (約6,500枚) 警察施設及び管内教育施設やばちんこ店に掲示 	引き続き、違法賭博店の取締りや注意喚起を行い、違法なギャンブル等の排除と、風俗環境の浄化を推進していく。	警視庁